

# 国立大学法人東京外国語大学役員給与規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕  
規 則 第 7 1 号

改正 平成 16 年 6 月 30 日規則第 190 号 平成 17 年 11 月 22 日規則第 84 号  
平成 18 年 3 月 28 日規則第 17 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 11 号  
平成 21 年 6 月 26 日規則第 130 号 平成 21 年 12 月 1 日規則第 142 号  
平成 22 年 12 月 1 日規則第 61 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 87 号  
平成 26 年 12 月 2 日規則第 53 号 平成 27 年 3 月 27 日規則第 78 号  
平成 28 年 3 月 25 日規則第 13 号 平成 29 年 2 月 2 日規則第 6 号  
平成 29 年 3 月 28 日規則第 34 号 平成 30 年 3 月 27 日規則第 7 号  
平成 31 年 1 月 25 日規則第 7 号 平成 31 年 3 月 25 日規則第 64 号  
令和 2 年 1 月 30 日規則第 15 号 令和 2 年 3 月 26 日規則第 40 号  
令和 3 年 3 月 26 日規則第 9 号 令和 4 年 3 月 25 日規則第 39 号  
令和 5 年 1 月 31 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 35 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という）の給与について必要な事項を定める。

(役員給与)

第 2 条 役員給与の種類は、常勤の役員については本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与支給日)

第 3 条 本給、地域手当、通勤手当及び非常勤役員手当は、その月の月額全額を毎月 17 日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第 4 条 常勤役員の本給月額は、次のとおりとする。

(1) 学長 965,000 円

(2) 理事 761,000 円

(地域手当等)

第 5 条 地域手当は、本給の 100 分の 15 を支給する。

2 通勤手当は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成 16 年 4 月 1 日規則第 54 号）第 17 条の規定に準じて支給する。

3 期末特別手当は、本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月支給分にあつては 100 分の 165 を、12 月支給分にあつては 100 分の 165

を乗じて得た額とする。

- 4 前項の期末特別手当は、国立大学法人評価委員会等が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて、学長が増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事 月額350,000円以内で学長が定める額

(2) 監事 月額250,000円以内で学長が定める額

- 2 非常勤役員手当について前項の定めにより難いときは、当該非常勤役員の勤務形態等により、学長が別に定めることができる。

(日割計算)

第7条 新たに役員となった者には、その日から本給、地域手当及び非常勤役員手当（以下本条において「本給等」という）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給等を支給する。

- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給等を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により本給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その本給等の額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の支払方法)

第8条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年4月1日の前日から引き続き在職する常勤役員には、第4条に定める額と前日まで受けていた本給の差額をその者の任期が終了するまでの間、本給として支給する。

- 3 第5条第1項中「100分の12」とあるのは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、「100分の11」と読み替える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。  
2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第5条第3項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。  
2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第5条第3項の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項及び第3項の規定は、平成27年12月1日より適用する。  
2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月2日から施行する。ただし、第5条第3項の規定は、平成28年12月1日より適用する。  
2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の規定は、平成29年12月1日より適用する。  
2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第5条第3項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 1 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年1月31日から施行し、令和4年12月1日より適用する。
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第5条第3項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとする。